



長野県告示第411号

令和 8 年10月14日成立した令和 8 年度補正予算の要領は、次のとおりです。
令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）

1 歳入歳出予算補正				(単位：千円)
(1) 歳 入				
款	補正前の額	補 正 額	計	
6 地 方 交 付 税	229,701,000	1,558,938	231,259,938	
10 国 庫 支 出 金	129,823,116	4,837,483	134,660,599	
13 繰 入 金	34,077,200	130,180	34,207,380	
14 繰 越 金	2,334,599	1,423,493	3,758,092	
15 諸 収 入	135,839,046	127	135,839,173	
16 県 債	70,210,000	7,550,000	77,760,000	
歳 入 合 計	1,076,734,776	15,500,221	1,092,234,997	
(2) 歳 出				
款	補正前の額	補 正 額	計	
2 総 務 費	54,137,508	10,123	54,147,631	
3 民 生 費	143,679,023	54,352	143,733,375	
7 農 林 水 産 業 費	44,196,069	960,358	45,156,427	
8 商 工 費	141,165,070	841,062	142,006,132	
9 土 木 費	113,029,707	8,368,672	121,398,379	
11 教 育 費	237,281,434	3,377,154	240,658,588	
12 災 害 復 旧 費	6,133,839	1,888,500	8,022,339	
歳 出 合 計	1,076,734,776	15,500,221	1,092,234,997	
2 繰越明許費				
自然公園施設整備事業費ほか 16 件	金 額	24,126,594	千円	
3 債務負担行為補正				
映像作品活用プロモーション事業ほか 4 件	限度額	4,680,384	千円	
4 地方債補正				
農業農村整備事業費ほか 6 件	限度額	7,550,000	千円	

財 政 課

長野県告示第412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
植木歯科医院	北佐久郡軽井沢町中軽井沢14－ 3	令和 8 年 8 月 2 日
ひなた薬局	佐久市岩村田字押出し 5544－ 2	令和 8 年 8 月 6 日
オリジン薬局須坂店	須坂市須坂字青木1345－ 1	令和 8 年 9 月 1 日

吉田屋くくるぬクリニック	佐久市岩村田767－ 2	令和 8 年 9 月 1 日
あるす膠原病クリニック	佐久市岩村田5522－ 5	令和 8 年 9 月 1 日

2 訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あおてん訪問看護ステーション	飯田市山本2361	令和 8 年 8 月 1 日

地域福祉課

長野県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
たかはし医院	伊那市荒井3872番地	令和 8 年 8 月 1 日
あづみのもりの木クリニック	安曇野市豊科4312－ 6	令和 8 年 8 月 1 日

地域福祉課

長野県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人 産科婦人科花岡医院	小諸市赤坂 1－16－ 1	令和 4 年 7 月31日
なのはな薬局	中野市吉田770－ 3	令和 8 年 8 月31日
植木歯科医院	北佐久郡軽井沢町中軽井沢14－ 3	令和 8 年 8 月 1 日

地域福祉課

長野県告示第415号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
吉松整形外科クリニック	上田市上田1776－ 4	令和 8 年 9 月 30 日

地域福祉課

長野県告示第416号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
村上 慧	須坂市塩川622－ 1 － 203	令和 8 年 9 月 1 日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヒノデメディカル接骨院 イオンモール須坂院	須坂市大字福島386－ 1	令和 8 年 9 月 1 日

地域福祉課

長野県告示第417号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第 2 条第 1 項第 1 号のオに規定する法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

東御市大字和字清水田8656番 1、8656番 9、字石原田8644番 1、8644番 3、8645番 1、8645番 2、8646番 2、8646番 8、8646番 9、8646番10、8647番 1、8648番 1、8648番 6 及び 8648番 7

産業立地・IT振興課

長野県告示第418号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第 30条の規定により告示します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
- 安曇野市堀金烏川29 の 1 ・ 29 の 2 （以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
- 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第419号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画を次のとおり改定しました。当該景観計画の関係図書は、令和9年3月31日まで公衆の縦覧に供します。

令和8年10月22日

長野県知事 阿部 守 一

1 景観計画の名称

長野県景観計画

2 内容

長野県景観育成ビジョンとの整合を図るとともに、近年の土地利用や施設整備の動向を踏まえ、新たな景観課題への対応や景観育成に関する制度の充実を図る。

3 効力の発生する日

令和8年11月27日

(「第3章 良好な景観育成のための行為の制限」は令和9年4月1日)

4 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課

都市・まちづくり課

長野県告示第420号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画を次のとおり策定しました。当該景観計画の関係図書は、令和9年3月31日まで公衆の縦覧に供します。

令和8年10月22日

長野県知事 阿部 守 一

1 景観計画の名称

木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画

2 内容

御嶽山や中央アルプスなどの雄大な自然景観に加え、妻籠宿や奈良井宿などの歴史・文化的景観を有する木曽地域について、その優れた景観を守り、地域の魅力として活かしながら将来にわたって継承していくため、木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画を策定する。

3 効力の発生する日

令和9年4月1日

4 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県木曽建設事務所整備・建築課及び長野県松本建設事務所建築課

都市・まちづくり課

選告示第77号

令和8年2月8日執行の阿智村長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対して、当委員会は、次のとおり裁決しました。

令和8年10月22日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

裁 決 書

下伊那郡阿智村智里3643番地

審査申立人 熊 谷 章 文

上記審査申立人から、令和8年4月15日付けで提起された同年2月8日執行の阿智村長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、長野県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てのうち、

- 1 本件選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てを棄却する。

2 その余の請求を却下する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、本件選挙における選挙の効力に関し、阿智村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、村委員会が令和8年3月6日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定（のうち、選挙用ポスター掲示板無断設置の法律違反についての村委員会の担うべき責任の範囲等）の取り消し及び地方自治法（昭和22年法律第67号）違反等を訴え、本件選挙を無効とする裁決等を求めて審査を申し立てたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 本件選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立て

- (1) 村委員会は村委員会委員長による独断運営の状態にあり、運営機能が正常ではなく、その状態で行われた本件選挙は公平性が保たれたとはいえず、当該選挙は無効である。
- (2) 村委員会の委員（以下「村委員」という。）には裁判の被告人が含まれている等、選挙管理委員の選出についての「人格が高潔」という地方自治法第182条第1項の規定に違反している。
- (3) 補充員は、選挙管理委員4名に対して4名を必要とするに、3名しか選任されていない。
- (4) 村委員には裁判の被告人が含まれており、地方自治法第182条第4項の規定に違反している。
- (5) 村委員には同一の政党に属する者がおり、選挙管理委員の資格について地方自治法第182条第5項の「2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者」についての規定に違反している。
- (6) 村委員の選出が指名推薦によって行われていない。

2 その余の請求

- (1) 村委員会が私有地に選挙用ポスター掲示板を無断設置しており、それに対する借地料が支払われていないことについて、村委員会の担うべき責任の範囲について異議がある。
- (2) 村委員会の補充員が阿智村長選挙説明会に出席したことは補充員の役割の範囲を超えた違法行為である。
- (3) (1) について、土地の所有権を侵害しており民法（明治29年法律第89号）第206条違反である。
- (4) 異議申立書への決定書及び(1) についての回答書は村長の顧問弁護士が作成しており、当該決定書及び回答書は「政治的中立性を確保するため長から独立した合議制の執行機関」により作成されていない。
- (5) 申立人が請求した「選挙用看板設置土地賃貸借料」の支払いがない。
- (6) (1) について、選挙用ポスター掲示板無断設置は所有権の侵害にあたり、また設置している土地を「寄付によって所有した土地」としているのは、人を欺く行為である。

村 委 員 会 の 弁 明

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られており、本件審査の申立てに記載されている申立ての理由は本件選挙の効力や当選の効力とは直接関係しない。

また、村委員についてはいずれも「無所属」であることを口頭で確認しており、さらに現在補充員が3名であるのは、委員の辞職によるものである。

また、村委員に地方自治法第182条第4項に規定する犯罪に処せられた者はおらず、さらに村委員の選出は指名推薦の方法によって行われている。

よって、「本件審査申立を棄却する。」との裁決を求める。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審査において、一部不備と認められる点があったことから申立人に補正を命じ、申立人から審査申立書が提出された。その後、申立書の内容について申立人に質問を行い、そのうえで村委員会からは弁明書を徴した。弁明書の内容について村委員会に質問及び証拠物件の提出依頼を行った。さらに、村委員の選挙は阿智村議会（以下「村議会」という。）の所管であることから、村議会に対しても証拠物件の提出依頼を行った。そのうえで、申立人からは反論書を徴した。

1 当委員会の判断

(1) 選挙の効力

ア 判断基準

公職選挙法第205条第1項は、「選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決をしなければならない」と規定しており、選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が当該選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解する」（昭和27年12月4日最高裁判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、

現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」(昭和29年9月24日最高裁判決)とされている。

イ 判断

アのとおり、選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が当該選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。しかし、申立人は、村委員会が村委員会委員長による独断運営の状態であること及び村委員が地方自治法第182条の規定に違反しているとの主張を述べるに留まり、選挙の規定に違反すること、選挙の結果に異動を及ぼす虞があることについて具体的な証拠を何ら示していない。

なお、申立人は、村委員の人格について「人格が高潔」ではないと主張しているが、当委員会において個人の人格について判断をすることはできない。

また、申立人の主張中「補充員は、選挙管理委員4名に対して4名を必要とするに、3名しか選任されていない。」という点については、地方自治法の逐条解説において、「補充員の選挙は、選挙管理委員の選挙を行う場合及び補充員がすべて欠けた場合に行われる」とされていることから、この点をもって村委員会の構成が違法であるとすることはできない。

また、村委員会の構成については、当該委員の選挙時において、村議会は候補者に対して「無所属である」ことを口頭で確認しており、申立人が主張するような村委員会の構成が地方自治法第182条第5項の規定に違反していると認めることはできず、村委員会の構成が違法であるとすることはできない。

また、申立人は、村委員には裁判の被告人が含まれており、地方自治法第182条第4項の規定に違反していると主張しているが、村委員が同項に規定する犯罪に処せられたと認めることはできない。

更に、村委員の選出が指名推薦の方法によって行われていないことの具体的な証拠はなく、指名推薦の方法によって行われていないとは認定できない。

よって、申立人の主張には理由がない。

(2) その他の請求

申立人は、その他の請求もしているが、公職選挙法第202条及び第206条の規定は、選挙の効力又は当選の効力を争う以外の争訟は認めていないと解されることから、これらの申立ては不適法である。

3 結論

以上のとおり、選挙の無効に関する申立人の主張はいずれも理由を欠くものである。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和8年10月15日

選挙管理委員会